

平成 27 年 9 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区神田錦町一丁目 2 番地 1
イオンリート投資法人
代表者名 執 行 役 員 河 原 健 次
(コード：3292)

資産運用会社名
イオン・リートマネジメント株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 河 原 健 次
問合せ先 取 締 役 兼 財 務 企 画 部 長 塚 原 啓 仁
(TEL. 03-5283-6360)

資産運用会社における業務方法書の変更に関するお知らせ

イオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するイオン・リートマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 10 月 14 日開催予定の本投資法人の投資主総会での規約の一部変更に係る議案の承認可決を停止条件として、下記のとおり業務方法書の一部変更を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 業務方法書の変更内容及び理由

平成 27 年 10 月 14 日開催予定の本投資法人の投資主総会において、規約の一部変更にかかる議案が承認可決された場合、変更後の規約に沿う形で本資産運用会社の業務方法書を変更する必要があることから、以下のとおり業務方法書の一部の変更を行うものです。

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」と略します。）が改正されたことに伴い、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるもののうち規約に記載するものをいいます。）に対する投資として運用することを目的とする投資法人の資産の運用を行う旨を明確にするために、該当する規定を変更するものです。
- (2) 本投資法人が海外の不動産に投資するに際して多様なスキーム選択の可能性を確保するために、運用資産の種類に、外国又は外国の者が発行する株式、出資若しくは債券等又は海外不動産保有法人（投信法施行規則第 221 条の 2 第 1 項に規定する法人をいいます。）に対する金銭債権を追加し、関連する規定を変更するものです。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正により特定資産に該当する資産が追加されたことに伴い、運用資産の種類に再生可能エネルギー発電設備を追加し、関連する字句を修正するものです。
- (4) 上記のほか、字句の修正及び条項数の整備等のために、所要の変更を行うものです。

（規約の一部変更の詳細に関しては、平成27年8月31日付「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」をご参照ください。）

2. 変更予定日

平成 27 年 10 月 14 日



3. 今後の見通し

本件による本投資法人の第6期（平成28年1月期）及び第7期（平成28年7月期）の運用状況への影響はなく、運用状況の予想に変更はありません。

4. その他

本変更に伴い必要となる、関連法令に基づく届出等の手続きを速やかに行う予定です。

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.aeon-jreit.co.jp/>